平成２３年（フ）第１６９８４号
東京都杉並区高井戸西２丁目10―９　藤ハイム
破産者　渡邊　祐子
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９８９号
東京都大田区大森東１丁目25―12　大場方202
破産者　折原　省三
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０７３号
東京都江戸川区一之江４丁目８―18―401
破産者　三代川直子（旧姓美濃）
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０９３号
千葉県東金市川場998―１　コーポ不動Ｎｏ．２―202
破産者　戸倉　一雄
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１１１号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716―２―４―302
破産者　種綿　　勇
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１１２号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716―２―４―302
破産者　種綿　信子
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１１６号
東京都板橋区中丸町12―４―904
破産者　並木　慎一
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１２０号
東京都中野区中野４丁目11―１―802
破産者　寺田　正利
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１５８号
東京都江東区辰巳２丁目１―56―507
破産者　池田あゆみ（旧姓木村）
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２３０号
東京都足立区谷中２丁目２―８―204
破産者　松田　好且
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１６９号
北海道石狩市親船東３条１丁目236番地、商業登記簿上の本店所在地北海道石狩市樽川３条３丁目92番地
破産者　株式会社防水工業レジスト
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０号
青森県弘前市大字宮川３丁目３番地１
破産者　医療法人真生会
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０９８号
埼玉県志木市下宗岡１丁目10番48号
破産者　有限会社木材スーパー志木
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２４号
さいたま市大宮区三橋３丁目217番地の１
破産者　有限会社シキシマ技研
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６１号
埼玉県和光市新倉２丁目１番44号
破産者　三栄建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７７号
埼玉県戸田市美女木１丁目10番地２
破産者　株式会社タウンハウス美女木
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
千葉県我孫子市青山台２丁目１番18号
破産者　有限会社新栄通信工事
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５３０号
千葉県我孫子市青山台２丁目１番18―206号
破産者　森山　　洋
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２９号
千葉県流山市大字平方77番地の６　コーポ矢口Ｄ
破産者　新井富美子
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１８５２号
東京都練馬区大泉町２丁目10番12号
破産者　株式会社山善木材
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９２３号
大阪市阿倍野区阪南町７丁目８番16号
破産者　村上建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１５号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目５番28号
破産者　株式会社東亜推進
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部